

## 特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程 新旧対照表

改正後	現行（最終改正 令和2年9月18日）
<p>(組織)</p> <p>第1条 <u>特別用途食品の許可等に関する委員会（以下「本委員会」という。）</u>は、常時、委員4人以上で開催する。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>(活動)</p> <p>第4条 本委員会は、第3条に定められた目的を達成するために、次の事項について、妥当であるか審議する。</p> <p>一 特別用途食品の既存の規格の見直し及び新規区分の追加</p> <p>二 特別用途食品のうち個別評価型病者用食品に係る申請内容</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定以外に、第3条の目的を達成するための活動を委員会に行わせることができる。</p> <p>第5条～第11条 （略）</p> <p>(委員会の公開)</p> <p>第12条 本委員会及び<u>委員会資料並びに議事録の公開の取扱いについては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 第4条第1項第1号の事項については、原則として、公開とする。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、本委員会及び委員会資料並びに議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。</u></p> <p><u>二 第4条第1項第2号の事項については、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、委員長が認めた場合、これを公開する。</u></p> <p>第13条・第14条 （略）</p>	<p>(組織)</p> <p>第1条 <u>委員会</u>は、常時、委員4人以上で開催する。</p> <p>第2条・第3条 （略）</p> <p>(活動)</p> <p>第4条 本委員会は、第3条に定められた目的を達成するために、次の事項について、妥当であるか審議する。</p> <p>一 特別用途食品の既存の規格の見直し及び新規区分の追加<u>に係る要望</u></p> <p>二 特別用途食品のうち個別評価型病者用食品に係る申請内容</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定以外に、第3条の目的を達成するための活動を委員会に行わせることができる。</p> <p>第5条～第11条 （略）</p> <p>(委員会の公開)</p> <p>第12条 本委員会及び議事録は、第4条第1項第1号については、公開する。<u>また、第4条第1項第2号については、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、委員長が認めた場合、これを公開する。</u></p> <p>第13条・第14条 （略）</p>